

健康保険法の「長期高額疾病にかかる特例」について

各健康保険の高額療養費制度の中に特定疾病に関わる特例として、長期高額疾病に対し負担の軽減制度があり、対象者の方は申請することにより、『特定疾病療養受療証』を取得することができます。

申請した月の1日にさかのぼり、自己負担の上限が1ヶ月に1万円になります。
(ただし、病院別、入院別、外来別です。また慢性腎不全で人工透析を要する上位所得世帯については、自己負担額の上限が1ヶ月に2万円になります。)

* 上位所得世帯・・・基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。

《対象者》

- ① **人工透析**をしている慢性腎不全の方
- ② **血友病**の方
- ③ 抗ウイルス剤を投与されている**後天性免疫不全症候群**の方

《手続き》

- ① 窓口で申請書をもらう
- ② 申請書に医師の証明を受ける
- ③ 申請書を窓口に提出する
- ④ 『特定疾病療養受領証』をもらい、医療機関に提出する

《窓口》

- | | | |
|------------|----|-----------------|
| ☆ 政府管掌健康保険 | …… | 事業所を管轄する社会保険事務所 |
| ☆ 組合健康保険 | …… | 健康保険組合 |
| ☆ 国民健康保険 | …… | 各市町村国民健康保険係 |
| ☆ 組合国民健康保険 | …… | 国民健康保険組合 |
| ☆ 共済組合 | …… | 共済組合 |



《申請の際の持ち物》

健康保険証 ・ 印鑑 ・ 申請書

* 健康保険が変わると、『特定疾病療養受領証』も新しい健康保険の窓口での再申請が必要となります。

